
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 532 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 532 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 3 日開催）において、債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定に関する再提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（正常先の取扱いに関する意見）

2. 相対的な信用リスクの下落に着目している点においてアプローチ 1 は IFRS 第 9 号「金融商品」と整合的と言えること、また、アプローチ 2 は引当水準が過少となるリスクがあることから、資料第 28 項の正常先の取扱いに関する事務局の提案に賛成する。
3. アプローチ 1 は現行実務にも配慮していると考えますが、外部格付及び貸倒実績率等の利活用について、どのように結論の背景や補足文書において補完できるかが重要と考えるため、早めに文案を示していくのがよいと考える。
4. アプローチ 1 が実質的にアプローチ 2 を内包するかどうかについて、例えば、すべてが中間的な格付に該当するためアプローチ 2 と同じ結果となるといった事務局が想定しないものもあり得るのではないかと考えられる。この点、分類方法についてある程度柔軟に運用できる形になると関係者からの理解は得られやすいと考える。
5. アプローチ 2 では、減損が“too little, too late”となっている現在の問題に対処できず、のれんの減損について同じ観点から批判している ASBJ の立場とも不整合なものであると考える。

（アプローチ 3 をオプションとすることに関する意見）

6. IFRS 会計基準の ECL モデルを基礎に会計基準を開発しており、アプローチ 3 をオプションとして導入することは、現行実務への配慮以外の正当な理由はないと考える。
7. アプローチ 3 のやり方自体が著しく合理性に欠けるものではないため、オプションとし

て導入しても良いのではないかと考える。

8. アプローチ 1 も実務に配慮したものとなっていると考えられるため、アプローチ 1 を採用することが難しいかどうかについて関係者の意見を聞いたうえで、アプローチ 3 をオプションとすべきか、経過措置として設けるか等を判断するのがよいと考える。仮にアプローチ 1 の採用が困難ということであれば、簡便法としてアプローチ 3 をオプションとすることも考えられる。
9. オプションの数が多くなっていることから、アプローチ 3 をオプションとして設けることには消極的である。

(その他要注意先以下の取扱いに関する意見)

10. 前期末にその他要注意先以下に区分された債務者が当期において正常先のうち「SICR が生じているとみなす格付」に分類された場合について、前期末に正常先に区分されていた債務者が当期において正常先のうち「SICR が生じているとみなす格付」に分類された場合との関係性を確認したい。
11. 前期末にその他要注意先以下に区分された債務者について、当期において正常先のうち「優良格付」又は「中間的な格付」に分類される場合、引当が取崩されるという理解でよいか確認したい。

(予想信用損失の見積期間に関する意見)

12. 会計基準に「1-3 年ルール」を取り込むのは難しいと考えられることから、事務局からの提案に同意する。
13. 「リスク特性が類似した金融資産のグループ」という用語は日本基準において用いられていないため、説明が必要であると考ええる。
14. 「1-3 年ルール」は会計の指針に近いと、ASBJ が金融資産の減損に関する会計基準の開発を進めるにあたっては、日本公認会計士協会とコミュニケーションを取って進めるのがよいと考える。

(貸倒実績率の利活用に関する意見)

15. 貸倒実績率をそのまま利用することはできないということは理解できるものの、引当金の金額の算定における出発点や見積りのインプットの 1 つとしては利用することもあり得ると考えられる。この点について、出発点にはなりえるもの、そのままでは使うことは

できない旨を結論の背景で明記することによって、目線合わせを行うのがよいと考える。

(その他)

16. 会計基準にオプションを定めた場合には企業結合等の際に会計方針を統一する必要があるが、企業結合時の条件にも影響を及ぼすことがあることから、可能な限りオプションの数は多くせずに原則を定める形がよいと考える。

以 上